

意見公募要領

1 意見公募対象

総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(令和8年法律第38号)の一部の規定の施行に際して、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度(基幹インフラ制度)における届出事項及び届出手続の改善等を行うため、「総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令案」を作成しました。

つきましては、当該案に対して意見募集を行います。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov(<https://public-comment.e-gov.go.jp/>)の「意見募集案件」及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)又は(3)の場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。また、意見の提出を装った不審ファイル等の送付を防ぐため、(1)のe-Govを極力御利用いただきますようお願いいたします。
※誤投稿防止のため、意見の提出に当たって必ず「意見募集要領(提出先を含む)」及び「命令などの案」の全部を確認してください。

(1) e-Govを利用する場合

e-Gov(<https://public-comment.e-gov.go.jp/>)に掲載されている対象の意見募集案件の意見提出フォームから御提出ください。

意見は直接フォームに入力していただきますようお願いいたします。なお、添付ファイル(最大4MB)を利用する場合、ファイル形式はdocxかpdfでの提出をお願いいたします。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: essential-infrastructure-services_atmark_soumu.go.jp

総務省 サイバーセキュリティ統括官室(経済安全保障推進室)宛て

※迷惑メール防止のため@を「_atmark_」としています。メール送付時は、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

メール送付とする場合、件名は「【意見送付】経済安全保障推進法総務省令」とするとともに、メール本文に直接意見を記載いただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、txt、docx、pdfでの提出をお願いいたします(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)。なお、電子メールの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて20MBです。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 サイバーセキュリティ統括官室（経済安全保障推進室）宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合はCD-R又はDVD-Rに、txt、docx、pdfのファイル形式で格納し、ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載いただけますようお願いいたします。（他の方法とする場合には、担当者にお問い合わせください。）なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和8年10月1日（木）から同月31日（土）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・それぞれの意見には、当該意見の対象である条項番号やページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ウェブサイトに掲載します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省 サイバーセキュリティ統括官室（経済安全保障推進室）

電 話：03-5253-5431

電子メールアドレス：essential-infrastructure-services_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」としています。メール送付時は、「_atmark_」を「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

意 見 書

令和 年 月 日

総務省 サイバーセキュリティ統括官室（経済安全保障推進室）宛て

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令案」に関し、次のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見

注１ 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。